

犬の複数頭飼育

犬の複数頭飼育で守るべきこと

- 全ての犬の登録、毎年狂犬病予防注射*7*8
- 鑑札、注射済票、名札(マイクロチップ)の装着*1*7*8
- 全ての犬の不妊去勢措置*4*5
- それぞれの犬と接する時間を確保する
- それぞれの犬にくつろぐ快適な空間を確保する
- しつけはそれぞれの犬に1対1で行う
- 餌は別々に用意して先住犬から与える
- 犬同士の関係を適切に把握し、争いにならないように配慮する
- 定期的なワクチン接種と健康診断、病気の予防と治療
- 犬が老齢になったとき介護できる体力と人手
- 災害時に一緒に避難できる手段がある

これらのことを守って飼える犬の数は何頭なのか、自分の生活、住環境、体力、経済力などを考えて冷静に判断してください。



複数頭飼育はあくまで飼い主の勝手な事情

1 飼い主の愛情の奪い合いになる

犬にとって必要不可欠なものは飼い主の愛情で、「犬の仲間」ではありません。先住犬にとって新しく来た犬は飼い主の愛情や関心を奪うライバルです。飼い主に注目されることが減るのは大きなストレスとなり、ケンカや自傷行為、病気などの問題に発展します。

⇒犬のストレスサイン(p11)

- ・適切な社会化期を過ごさなかった犬は、犬同士のつき合い方がわからず、一緒に暮らすことが大きなストレスになります
- ・成犬同士では相性が合わなかったり、飼い主の愛情や関心を奪い合うケンカで心や体に深刻な傷を負ったり、結局は別々に飼わざるを得なくなることもあります
- ・新しく来た犬が子犬でも、むしろ飼い主の関心が子犬に集中する分、先住犬は辛く感じます

2 繁殖は素人が行うべきではない *4*5

「お嫁さん」や「お婿さん」が欲しいだろうと新しい犬を迎えたり、最初から「つがい」として雌雄の犬を飼い、軽い気持ちで生ませても、1回の出産で5～10頭が生

まれます。犬の繁殖は遺伝病など繁殖に必要な知識を十分に持った人が計画的に行うべきであり、一般飼い主が軽い気持ちで行うものではありません。

- ・子犬のもらい手を捜してもそう簡単には見つかりません
- ・健康そうに見えても遺伝する病気の遺伝子を持っている可能性があります
- ・親子きょうだいで交尾するため、近親交配では生まれつき体に障害がある子犬も生まれやすくなります

3 不十分な管理は虐待につながる *1*2*3

きちんと世話をできる数以上にして、愛情不足や運動不足、不衛生な環境で飼うのは犬への虐待につながります。近隣へも悪臭、騒音、生活環境の悪化など多大な迷惑になり、犬が敷地から迷い出て人を咬んだり傷つける事態になれば、飼い主は傷害などの罪に問われることもあります。

- ・ストレスで、異常に吠えたり、ケンカや自傷行為などの異常行動を示すようになります
- ・寄生虫病や皮膚病、感染症などの病気が蔓延しやすくなります
- ・必要な獣医療を受けさせることが経済的に難しくなります

*7: 狂犬病予防法(昭和25年8月26日法律第247号)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。(以下略)

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に付けておかなければならない。

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に付けておかなければならない。